

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第29号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年鳥取県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（市町村等が処理する事務の範囲）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p><u>4 条別表 8 の 2 の項に規定する規則で定める事務は、鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則（昭和40年鳥取県規則第7号）に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>（1） 第2条第1項の規定による申請書の受理及び知事への送付</u></p> <p><u>（2） 第3条第2項（第15条において準用する場合を含む。）の規定による通知書の交付</u></p> <p><u>（3） 第5条第1項（第15条において準用する場合を含む。）の規定による申請書の受理及び知事への送付</u></p> <p><u>（4） 第5条第3項（第15条において準用する場合を含む。）の規定による通知書の交付</u></p> <p><u>（5） 第14条第1項の規定による申請書の受理及び知事への送付</u></p> <p><u>5 略</u></p> <p><u>6 略</u></p> <p><u>7 略</u></p> <p><u>8 略</u></p> <p><u>9 略</u></p> <p><u>（条別表 2 の 2 の項及び 2 の 3 の項の規則で定める場合）</u></p>	<p>（市町村等が処理する事務の範囲）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 略</p> <p>8 略</p>

第3条 条例別表2の2の項及び2の3の項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 一般旅券の発給を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）が、海外における当該申請者の親族等の病気、事故、天災等による死亡、危篤、入院等により、緊急に渡航しなければならない場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、知事が受理することがやむを得ないと認められる一般旅券の発給の申請があった場合

附 則

この規則は、鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成22年鳥取県条例第16号）の施行の日から施行する。